

札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領

平成 22 年 3 月 31 日 管理者決裁
最近改正 平成 30 年 4 月 27 日 管理者決裁

(目 的)

第 1 条 この要領は、札幌市水道局が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定及び通知の対象工事)

第 2 条 評定の対象とする工事は、札幌市水道局工事施行規程（以下「施行規程」という。）第 2 条に定める工事とする。

2 通知の対象とする工事は、前項の工事のうち、設計金額が 5 0 0 万円以上の工事とする。

(評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、施行規程第 1 7 条に定める工事主任とその上司及び施行規程第 2 5 条に定める検査員とする。

(評定の方法)

第 4 条 評定は、設計金額 250 万円以上の工事においては、別に定める請負工事成績採点表（以下「採点表」という。）別記第 1 号様式によって行い、設計金額 250 万円未満の工事においては請負工事（小額工事）成績表によって行うものとする。

2 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。

(評定等の提出)

第 5 条 評定は、工事主任とその上司にあつては監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあつてはその工事の検査（打切検査、部分検査、臨時検査を除く）を行ったとき、それぞれ行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに採点表、工事施工成績の評定結果（別記第 2 号様式）及び項目別評定点（別記第 3 号様式）を作成し、検査報告書とともに工事管理室長を経由して、契約担当部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 6 条 水道事業管理者（以下、「管理者」という。）は、評定者から採点表の提出があつたときは、当該工事の請負者に対して、受渡書を取り交わす際に、評定結果（別記第 2 号、3 号様式）を通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 管理者は、第6条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を請負者に通知することができる。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた請負者は、第6条は受渡書を取り交わした日の翌日から、また、第7条は通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、管理者に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の説明を求められたときは、評定表を審議の上、書面(別記第4号様式)により回答するものとする。

3 前項の回答をする場合、別に定める請負工事成績評定に関する評価委員会に意見を求めることができる。

(再説明請求に係る通知)

第9条 管理者は、前条第2項の回答を行う場合、請負者は説明に係る回答を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日に関する条例(平成2年条例第23号)に規定する休日を含む。)以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、再説明を求める旨を併せて通知するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 第6条により評定の結果を通知したときは、総務部総務課契約係及び市政刊行物コーナー(行政情報課内)の閲覧場所において、別記第2号様式の写しを、遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日までとする。

3 第7条の規定により評定を修正した場合は、本条第1項の規定を準用する。

4 第8条の規定により請負者が提出した書面及び本市が回答した別記第4号については、本条第1項の規定を準用する。

(要領適用以前にしゅん功した工事に係る評定結果の通知)

第11条 本要領適用以前にしゅん功した工事の請負者は、管理者に対して、評定結果の通知を請求することができるものとする。ただし、札幌市公文書管理規則に定める保存期間に限るものとする。

2 管理者は、前項の請求があったときは、当該工事の請負者に対して、評定結果(別記第5号、6号様式)を通知するものとする。

(再交付)

第12条 管理者は、評定結果の通知を受けた者(当該工事の主任(監理)技術者含む)から、再交付の請求があったときは、写しの交付を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

請負工事成績採点表

局 部 課

工事番号		工種		工事内容										契約金額												
工事名														契約工期												
請負者名														年月日～年月日					完成年月日							
考 査 項 目		工 事 主 任 職・氏名					工事主任の上司 職・氏名					検査員 職・氏名()					検査員 職・氏名()					検査員 職・氏名(しゅん功)				
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10.0																				
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																				
2 施工状況	I 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10.0						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0	+10.0	+5.0	0	-7.5	-15.0															
	III 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	0	-7.5	-15.0															
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3 出来形 及 び 出来ばえ	I 出来高	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0	+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0	+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0
	II 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0	+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0	+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0
	III 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4 高度技術	I 高度技術力	+ (13.0)		0																						
5 創意工夫	I 創意工夫	+ (7.0)		0																						
6 社会性等	I 地域への貢献等						+10.0	+5.0	0																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点									
評定点(65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
評定点計		○ 部分(臨時)検査があった場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 (四捨五入) ※ただし、③(部分、臨時検査)が2回以上の場合には平均値 ○ 部分(臨時)検査がなかった場合 : (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点 (四捨五入)																								
7 法令遵守等							- 点																			
評定点合計		○ 評定点計(点) - 法令遵守等(点) = 点										総 合 評 定 点					点									
作 成 日		年 月 日					年 月 日					年 月 日					年 月 日									
【所 見】		(工事主任)					(工事主任の上司)					(検査員)					(検査員)					(検査員)				

(決 裁 欄)

別記第2号様式

平成 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称
代表者氏名 様

札幌市水道事業管理者

請負工事成績評定の結果について

貴社が受注した下記工事について、札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領に基づき
評定した結果を通知します。

記

- 1 工 事 名
(工事発注課)
- 2 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 しゅん功検査年月日 平成 年 月 日
- 4 評 定 点 ○○点

※ なお、評定結果に苦情があるときは、本市に対して説明を求めることができます。この説明を求める場合は、受渡し日の翌日より起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、工事名等を明記のうえ、質問事項を記載した書面を下記の問い合わせ先に提出してください。

お問合せ先

〒060—8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部工事管理室

TEL 011—211—2462

別記第3号様式

項目別評定点

工事名

評価項目	細 別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	／3.2点
	II 配置技術者	／3.8点
2 施工状況	I 施工管理	／11.7点
	II 工程管理	／9.3点
	III 安全対策	／10.7点
	IV 対外関係	／3.4点
3 出来形、出来ばえ	I 出来形	／13.9点
	II 品質	／15.9点
	III 出来ばえ	／8.5点
4 高度技術(加点のみ)	I 高度技術力	／7.8点
5 創意工夫(加点のみ)	I 創意工夫	／5.4点
6 社会性等(加点のみ)	I 地域への貢献等	／6.4点
7 法令遵守等(減点のみ)		0
評定点		／100点

別記第4号様式

札水総第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

札幌市水道事業管理者

請負工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に不服があるときは、その旨を付して、この書面の回答を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日に関する条例(平成2年条例第23号)に規定する休日を含む。)以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し書面により再説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工 事
2 苦情に対する回答

- 3 送付及び手続き等の問合せ先
〒060—8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市財政局管財部工事管理室 宛
TEL 011—211—2462

別記第5号様式

平成 年 月 日

様

札幌市水道事業管理者

請負工事成績評定結果の証明通知

下記工事について、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領に基づき評定結果を証明します。

記

1 工 事 名

2 工 期 ～

3 しゅん功検査年月日

4 評 定 点 点

お問合せ先

〒060—8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部工事管理室

TEL 011—211—2462

別記第6号様式—1(平成13年度～)

項目別評定点(証明)

工事名

評価項目	細 別	評定点/満点
1 施工体制	I 施工体制一般	/3.2点
	II 配置技術者	/3.8点
2 施工状況	I 施工管理	/11.7点
	II 工程管理	/9.3点
	III 安全対策	/10.7点
	IV 対外関係	/3.4点
3 出来形、出来ばえ	I 出来形	/13.9点
	II 品質	/15.9点
	III 出来ばえ	/8.5点
4 高度技術(加点のみ)	I 高度技術力	/7.8点
5 創意工夫(加点のみ)	I 創意工夫	/5.4点
6 社会性等(加点のみ)	I 地域への貢献等	/6.4点
7 法令遵守等(減点のみ)		
評定点		/100点